

## 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程

- 1 令和5年3月31日までの期間に行う文書の起案，決裁その他の事務で水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認めるものについては，水戸市教育委員会文書取扱規程（昭和62年水戸市教育委員会規程第1号）の規定にかかわらず，同規程第2条第17号に規定する文書管理システムを使用して処理することができる。
- 2 前項の規定による事務の処理について必要な事項は，教育長が別に定める。

### 付 則

この規程は，公布の日から施行する。

令和4年10月27日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程について

## 1 概要

本市では、決裁事務の効率化及び職員の負担軽減を図るため、電子決裁を導入することとした。

令和4年10月28日から令和5年3月31日までを試行運用、令和5年4月1日からは本格運用する予定である。

対象は、全庁（市長部局、消防局、上下水道局、教育委員会、その他小部局）となる。

## 2 電子決裁導入のメリット

- (1) 起案文書の往復に要する職員の手間と時間が削減できる。
- (2) 将来テレワークにおいても起案・決裁が可能となる。
- (3) 文書管理システムで決裁状況を確認できるため、案件の進捗管理が容易となる。併せて、起案者が決裁過程で起案文書を探す必要がなく、また、起案文書の汚損・紛失をすることもない。
- (4) 起案文書の整理、検索、廃棄に係る時間を削減できる。
- (5) 起案文書の物理的な消失を防ぐことができる。

## 3 起案の方法

原則、全ての文書を電子決裁により起案する。ただし、以下に掲げる文書については、以下のとおり取扱うものとする。

### (1) 押印決裁とするもの

- ア 決裁権者が部長級以上の文書
- イ 本システムを利用することができない者（議長や各行政委員会委員長など）の決裁が必要な文書
- ウ 支払関係文書    エ 本システムとは別のシステムで起案・決裁を行う文書
- オ 条例、規則、規程等の制定・改正に係る文書    カ 議案に係る文書

### (2) 併用決裁又は押印決裁できるもの

- ア 持ち回りにより説明が必要な文書
- イ 人事情報等の機密に属する文書、マイナンバーを含む文書及び個人の思想・信条等、取扱いに特段の注意を要する情報を含む文書
- ウ 開示請求に係る部分開示・不開示（不存在を除く。）の決定に伴う文書
- エ 電子データの形式等により電子文書としてシステム登録できないものがある文書
- オ 法令・規則等で定めた様式に押印決裁欄がある文書（労務管理書類 等）
- カ 添付文書の合計が10MBを超える文書
- キ 紙媒体で収受した文書に係る起案で、添付文書のPDF化が困難（用紙サイズがA3を超える文書や図面・冊子等）な文書
- ク その他電子決裁をすることが困難又は非効率である文書

4 本規程の施行により、水戸市教育委員会文書取扱規程の規定にかかわらず、処理することができる事務処理の例

規定の内容	試行運用における事務処理
<p>第 19 条 文書取扱主任は、～（略）～当該文書を開封し（電子文書にあつては、紙に出力し）、～（略）～当該文書の左上余白に受付印を押し、文書管理システムに必要事項を登録しなければならない。</p>	<p>紙への出力及び受付印の押印を不要とする。</p>
<p>第 21 条第 2 項            (5) 字句等を訂正するときは、その箇所に訂正印を押すこと。</p>	<p>訂正印は不要とする。</p>
<p>第 22 条 処理事案で、他の課、係、教育機関又は出先機関に関係のあるものは、次の各号に掲げる順序により当該事案の関係者に合議しなければならない。</p> <p>(1) 他の係長に合議するときは、主管係長の押印後とする。</p> <p>(2) 他の課長、教育機関の長又は出先機関の長に合議するときは、主管課長、教育機関の長及び出先機関の長の押印後とする。</p>	<p>押印に代えて承認の後とする。            又、主管の係や課と並行して合議をすることもできる。</p>

## その他（１）

### 令和５年教育委員会定例会の開催日程について

回	月	日	曜日	場 所	時 間	備 考
1	1	5	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
2	2	2	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
3	2	16	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
4	4	6	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
5	4	27	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
6	5	18	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
7	7	6	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
8	8	3	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
9	8	17	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
10	10	5	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
11	11	2	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	
12	11	16	木	水戸市役所本庁舎 中会議室４	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催